

# 横浜市のごみ収集と資源回収の案内

詳細は [下記をクリック](#)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

## 市で収集するもの

同じ色の品目は同じ曜日に収集されます。各項目の詳細は画像をクリックしてください。

<b>燃やすごみ</b> 台所のごみ 少量の木の枝など  <b>週2回収集</b>	<b>燃えないごみ</b> ガラス、蛍光灯など  <b>週2回収集</b>	<b>乾電池</b>  <b>週2回収集</b>	<b>スプレー缶</b>  <b>週2回収集</b>	<b>缶・びん・ペットボトル</b>  <b>週1回収集</b>	<b>小さな金属類</b> なべ、フライパンなど  <b>週1回収集</b>
--	---	---	---	---	--

<b>プラスチック製容器包装</b> プラスチック製容器包装のマークがあるものは、すべて対象です。 食品トレイは、スーパーなどの店頭回収に優先的に出してください。  <b>週1回収集</b>	<b>古布</b> 衣類、シーツ、毛布、カーテンなど  <b>月2回収集</b>	<b>古紙</b> 段ボール 新聞 紙パック 雑誌・その他の紙  <b>資源集団回収</b>
--	--	---

※古紙・古布は自治会・町内会、子供会などで実施している[資源集団回収](#)に優先的に出してください。

**粗大ごみ**  
 一番長い辺が金属製品で30cm以上のもの。それ以外(プラスチック製・木製)は50cm以上のもの。  
 電話またはインターネットで申し込んでください。(有料で収集)  
**事前申込**



### 粗大ごみ受付センター

区ごとに番号が異なります。詳しくは[こちらを参照してください](#)。

(月～土曜日、8時30分～17時)

インターネット受付 <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp>

**動物の死体**  
  
**個別に相談**

※家庭から出される粗大ごみの収集は、市が行っています。(実際の収集は委託業者が行っています) 民間の事業者が粗大ごみを収集するには、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。(産業廃棄物収集運搬業の許可では収集することはできません。)

## 市では収集できないもの

各項目の詳細は画像をクリックしてください。

<b>テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機</b> 家電リサイクル法に基づき、家電小売店等が回収し、家電メーカー等がリサイクルします。 <b>家電小売店等に回収を申込</b>	<b>パソコン</b> 資源有効利用促進法に基づき、各パソコンメーカーが回収・リサイクルを行っています。 <b>パソコンメーカーに回収を申込</b>	<b>その他</b> ピアノ、消火器、バイク、タイヤなど、処理が困難なもの、請負工事が出たごみ、一時多量ごみ、事業に伴って出たごみは市では収集できません。
--	--	--

## 資源集団回収

自治会・町内会などの市民団体(実施団体)と資源回収業者が実施する資源物の回収です。対象：紙類、布類、金属類、びん類など



[詳細](#)

## 資源物の直接持込み・回収

### 資源回収ボックス

区役所・地区センターなどに設置してある、常設の資源回収拠点です。

### 港南資源回収センター

新聞や古着など、家庭から出される資源物を直接持込むことのできる施設です。

### インクカートリッジの回収

プリンターメーカー6社のインクカートリッジを市の施設

<p>対象:新聞、雑誌、その他の紙、紙パック、布類</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>	<p>対象:新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、缶、びん</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>	<p>で回収しています。</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>
<p>センターリサイクル</p> <p>各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。 対象:新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック、古布、プラスチック製容器包装など</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>	<p>古紙オープンヤード</p> <p>家庭から発生する古紙を直接持込ができます。 対象:新聞、雑誌、段ボール、紙パック</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>	<p>小型家電リサイクル</p> <p>小型家電を回収するボックスを区役所・資源循環局事務所に設置しています。 対象:30cm×15cmの投入口に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動く製品</p> <p style="text-align: right;">詳細</p>

## ● 集積場所の管理

- カラスや猫などによる散乱防止は、
  - ・収集日と時間を守る
  - ・散乱防止ネットやふた付容器を活用する
  - ・生ごみを減らす などが有効です。
- 集積場所の移動などについては、[各区の資源循環局事務所](#)にご相談ください。

## ● パンフレット類 (Pamphlet & Leaflet)



ごみと資源物の分け方・出し方に関する広報物がダウンロードできます。

[How to Put Out Your Garbage and Recyclables\(Pamphlet & Leaflet\)](#)

## 集積場所への出し方のルール

- 収集日当日の**朝8時**までに出してください。(前日の夜や、収集後には出さないでください。)
- 品目ごとに半透明の袋に入れて出してください。(ただし、古紙、燃えないごみ、木の枝は、各該当ページで確認してください。)

## 市民がごみを分別しなければならない法的根拠について

### まず、「法」での定めがあります

#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(国民の責務)

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

### そして「市」が定める条例があります

#### 【横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例】

(家庭から排出される廃棄物の排出)

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。

※横浜市一般廃棄物処理実施計画は、資源循環局ホームページ → 計画・法令で確認できます。

### 分別ルールを守らない市民、事業者に対する罰則制度についての条例の定め

(改善勧告等及び命令)

第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(罰則)

第51条

2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。

3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

文責： 横浜市長委嘱：長沼町環境事業推進委員